

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	新規参入者確保相談・指導事業委託業務	林業への新規参入希望者の相談・指導や、労働条件等の総合的な情報の収集・提供	6,024,491	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターは、林業労働に関して幅広い知識と技術を有するとともに、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条で規定される林業労働力確保支援センターに本県で唯一指定されている。当業務は、新規参入者の確保相談や指導を実施するものであり、前述のとおり林業労働部門に精通している当法人にしかできない業務であることから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 山村・木材振興課
2	新規就業情報発信事業委託業務	林業就業希望者を対象とした就業相談会の開催や、林業就業に関する情報発信	3,583,268	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターは、林業労働に関して幅広い知識と技術を有するとともに、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条で規定される林業労働力確保支援センターに本県で唯一指定されている。当業務は、若年層や異業種からの林業就業希望者を対象にした就業ガイダンスと現地視察を開催するものや、林業就業体の求人情報等の情報発信を行うものであるが、日頃より林業事業体と密接に関わっている当法人にしかできない業務であることなどから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 山村・木材振興課
3	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業	みやざき林業大学校長期課程の研修への立会、出席者管理、安全管理	2,031,920	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターは、林業労働に関して幅広い知識と技術を有するとともに、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条で規定される林業労働力確保支援センターに本県で唯一指定されている。当業務は、林業就業に必要な資格取得等に関する研修を1200時間実施するもので、林業労働部門に精通している当法人にしかできない業務であることから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 林業技術センター
4	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業(高校生林業体験学習)	高校生を対象とした高性能林業機械の操作や最新の林業技術に関する研修	793,347	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターは、林業労働に関して幅広い知識と技術を有するとともに、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条で規定される林業労働力確保支援センターに本県で唯一指定されている。当業務は、高校生を対象に高性能林業機械操作等の最新の林業技術に関連する研修を実施するもので、高性能林業機械の共同利用のほか、林業労働部門に精通している当法人にしかできない業務であることから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 森林経営課